

府市協働による生物多様性センターの設置について

本市では、大都市における生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、「自然共生社会」を実現するため、令和3年3月に策定した「京都市生物多様性プラン(2021-2030)」(以下「プラン」という。)に基づき、様々な施策を推進しています。

昨年12月にカナダで開催された生物多様性条約第15回締約国会議では、世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「生物多様性の損失を喰い止めるとともに反転させるための緊急の行動をとること」が2030年ミッションに掲げられるなど、生物多様性保全の重要性が増しています。

生物多様性の保全においては、多様な主体と協働しながら、市域を超えた広域的な視点で取り組むことが重要であることから、今般、プランに係る施策の効果的かつ効率的な推進を図るため、京都府との協働により、生物多様性センターを設置してまいりますので、御報告いたします。

1 名称

きょうと生物多様性センター(仮称)

2 設置根拠

生物多様性地域連携促進法第13条

3 設置目的

生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援等を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築する。

4 設置時期

令和5年4月

5 設置場所

- ・本部オフィス：京都府立植物園(本部事務機能、コーディネート機能等)
- ・交流オフィス：左京区役所(ネットワーク形成(交流場所)、情報発信機能等)
- ・情報オフィス：京都府立大学(生物多様性情報の集積・データベース化機能)

6 運営体制

学識経験者、保全団体、経済団体、研究機関、関連施設、京都府及び京都市により新たに設立する「きょうと生物多様性センター運営協議会」(仮称)が運営する。

7 事業内容・機能

(1) 収集

- ① 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化機能
- ② 各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

(2) 利活用

- ③ 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク機能
- ④ 民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート機能
- ⑤ 民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談機能
- ⑥ 民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案機能
- ⑦ 生物多様性に係る調査・研究

(3) 継承

- ⑧ 資料や情報を活用した環境学習、担い手育成及び情報発信機能

【参考】生物多様性地域連携促進法（抄）

（地域連携保全活動支援センター）

第13条 地方公共団体は、地域連携保全活動を行おうとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあっせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。